

# みんなでつくろう きれいなまち

新発田市 環境衛生課

市では、環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、飼い犬のふん害の防止並びに空き地の適正管理など必要な対策を講じることにより、美しく住みよいまちづくりを進めています。

## 1 空き地や庭木を適正に管理してください



- ・雑草が繁茂した空き地は、害虫の発生や景観の悪化、ごみの不法投棄の原因となります。
- ・庭木の枝や根が隣地に侵入したり、歩行者や車両の通行の妨げになることがあります。

空き地の所有者（管理者）は、定期的に草刈りや剪定をお願いします。

ご自身での管理が難しい場合は、新発田市造園建設業協会・新発田市建設業協会（☎24-1531）、シルバー人材センター新発田事務所（☎22-1010）等にご相談ください。

## 2 野外焼却（野焼き）禁止



- ・「野外」や「ドラム缶」、規格外の焼却炉でごみや草木等を燃やす行為は、禁止されています。
- ・「けむりやにおいが洗濯物につき困っている。」「近所の人で言いにくい。」「下草火災が心配」との通報が多くあります。

※剪定枝等は、定められた規格内で黄色の指定収集券（中型ごみ）を貼ってごみステーションに出してください。または、直接ごみ処理場に搬入してください。

**不法投棄・野外焼却は、廃棄物処理法により、罰則が規定されています。**  
(未遂行為も罰せられます。)

## 3 犬・猫の飼育マナー ～ ルールを守り正しく飼いましょう！ ～



### ●犬

- ・法律で、「犬の登録」と「狂犬病予防注射（年1回）」が義務づけられています。
- ・散歩の時は、フンの回収袋やオシッコの洗い流し用のペットボトルを用意して出かけましょう。フンは、必ず持ち帰りましょう。

### ●猫

- ・室内で飼育しましょう！

交通事故や感染症のリスクが低く、フン尿などのご近所トラブルも防げます。

**飼い主のいない猫のお世話をしている方へ ～ 猫を増やさないで！～**

- ・野良猫にむやみにエサを与えないでください！

エサを与えている方も、飼い主と同様に猫の管理者として責任があります。

## 4 ごみ出しルールを徹底してください！

- ①分別を徹底してください！
- ②決められた収集日を守ってください！
- ③ごみ出しの時間を守ってください！
- ④決められたごみステーションにごみを出してください！
- ⑤市指定ごみ袋でごみを出してください！

上記ルールが守られないものは収集されません。  
ルール違反のごみには、違反ごみのシールが貼られますので、必ず持ち帰って正しい出し方で出しなおしてください。

出し方は「ごみガイドブック」で確認し、それでも不明な点があれば、下記担当にお問い合わせください。



ごみの出し方は「ごみガイドブック」をご活用ください。

違反ごみの処理で発生する経費は、違反した人も含めた市民の皆様が負担しています。一人ひとりが正しいルールを意識して生活しましょう。

## 令和 8 年 6 月 1 日 (月) ～ 環境衛生課事務室が移転します

環境衛生課事務室は、令和 8 年 6 月 1 日 (月) から新発田市役所本庁舎 6 階に移転し、下記のとおり連絡先等が変更となります。お手数をお掛けしますがよろしく願いいたします。

変更前 (令和 8 年 5 月 31 日まで)	変更後 (令和 8 年 6 月 1 日以降)
【住所】 新発田市中心部 3-3-3 本庁舎 1 階	【住所】 新発田市中心部 3-3-3 <u>本庁舎 6 階</u>
【電話番号 (直通)】 (生活環境係) 0254-28-9120 (資源リサイクル係) 0254-28-9115	【電話番号 (直通) ※変更なし】 (生活環境係) 0254-28-9120 (資源リサイクル係) 0254-28-9115
【FAX 番号】 0254-26-2296	【FAX 番号】 <u>0254-28-9670</u>